

第 4 3 3 回 島 根 県 議 会 提 出 議 案 等 一 覧

H 2 3 . 9 . 1 2 提 案 分

区 分		議 案 名																
	議案No																	
議 案 (28件)	予 算 案 (15件)	<p>8 9 平成 2 3 年 度 島 根 県 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)</p> <hr/> <p>9 0 平成 2 3 年 度 島 根 県 総 務 事 務 集 中 処 理 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号) 外 9 特 別 会 計 補 正 予 算</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">9 0 総 務 事 務 集 中 処 理</td> <td style="width: 33%;">9 1 証 紙</td> <td style="width: 33%;">9 2 市 町 村 振 興 資 金</td> </tr> <tr> <td>9 3 あ さ ひ 社 会 復 帰 促 進 セ ン タ ー 診 療 所</td> <td></td> <td>9 4 母 子 寡 婦 福 祉 資 金</td> </tr> <tr> <td>9 5 農 林 漁 業 改 善 資 金</td> <td>9 6 中 小 企 業 近 代 化 資 金</td> <td>9 7 臨 港 地 域 整 備</td> </tr> <tr> <td>9 8 流 域 下 水 道</td> <td>9 9 県 営 住 宅</td> <td></td> </tr> </table> </div> <hr/> <p>1 0 0 平成 2 3 年 度 島 根 県 病 院 事 業 会 計 補 正 予 算 (第 2 号) 外 3 事 業 会 計 補 正 予 算</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">1 0 0 病 院</td> <td style="width: 25%;">1 0 1 電 気</td> <td style="width: 25%;">1 0 2 工 業 用 水 道</td> <td style="width: 25%;">1 0 3 水 道</td> </tr> </table> </div>	9 0 総 務 事 務 集 中 処 理	9 1 証 紙	9 2 市 町 村 振 興 資 金	9 3 あ さ ひ 社 会 復 帰 促 進 セ ン タ ー 診 療 所		9 4 母 子 寡 婦 福 祉 資 金	9 5 農 林 漁 業 改 善 資 金	9 6 中 小 企 業 近 代 化 資 金	9 7 臨 港 地 域 整 備	9 8 流 域 下 水 道	9 9 県 営 住 宅		1 0 0 病 院	1 0 1 電 気	1 0 2 工 業 用 水 道	1 0 3 水 道
	9 0 総 務 事 務 集 中 処 理	9 1 証 紙	9 2 市 町 村 振 興 資 金															
	9 3 あ さ ひ 社 会 復 帰 促 進 セ ン タ ー 診 療 所		9 4 母 子 寡 婦 福 祉 資 金															
9 5 農 林 漁 業 改 善 資 金	9 6 中 小 企 業 近 代 化 資 金	9 7 臨 港 地 域 整 備																
9 8 流 域 下 水 道	9 9 県 営 住 宅																	
1 0 0 病 院	1 0 1 電 気	1 0 2 工 業 用 水 道	1 0 3 水 道															
条 例 案 (4件)	1 0 4	<p>島根県県税条例の一部を改正する条例 天災その他これに類する災害を受けた者等に係る法人の県民税の減免、県民税の法人税割の超過課税の適用期限等についての所要の改正</p> <p>①個人の県民税の税額控除の対象となる寄附金について、引用する租税特別措置法の一部改正に伴う規定の整理</p> <p>②法人の県民税の減免に関する規定の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天災その他これに類する災害により事業用資産に損害を受けた者等について、法人の県民税の減免規定の新設 <p>③罰則の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴルフ場利用税の帳簿記載等の違反に関する罰金の改正 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <th style="width: 50%;">改正前</th> <th style="width: 50%;">改正後</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10万円以下の罰金</td> <td style="text-align: center;">50万円以下の罰金</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・納税管理人の申告を正当な理由がなくてしなかった者等に対する過料の改正 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <th style="width: 50%;">改正前</th> <th style="width: 50%;">改正後</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3万円以下の過料</td> <td style="text-align: center;">10万円以下の過料</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・規定の追加 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・たばこ税の申告納付に係る申告書を提出期限までに正当な理由がなくて提出しなかった者は、10万円以下の過料に処すること ・自動車取得税の申告納付に係る申告書を提出期限までに正当な理由がなくて提出しなかった者は、10万円の過料に処すること </div> <p>④県民税の法人税割の超過課税の適用期間の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民税の法人税割の超過課税の適用期限を平成29年3月31日まで5年間延長 <p style="text-align: right;">施行日:②、④は公布の日 ①、③は平成24年1月1日</p>	改正前	改正後	10万円以下の罰金	50万円以下の罰金	改正前	改正後	3万円以下の過料	10万円以下の過料								
	改正前	改正後																
10万円以下の罰金	50万円以下の罰金																	
改正前	改正後																	
3万円以下の過料	10万円以下の過料																	

区分	議案No	議案名																			
条例案 つづき	105	貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 特定診療科医師育成支援資金制度を創設することに伴う所要の改正 ・返還免除条件：臨床研修修了後、指定医療機関の特定診療科で5年間、医師として勤務（5年間の勤務期間中、2年以上は過疎地域で勤務） 施行日：公布の日																			
	106	島根県スポーツ振興審議会委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例 スポーツ振興法の全部改正に伴う所要の改正 施行日：公布の日																			
	107	島根県手数料条例の一部を改正する条例 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正 ・サービス付き高齢者向け住宅の登録・更新に係る手数料の新設 <table border="1" data-bbox="475 824 1273 1012"> <thead> <tr> <th>登録又は更新戸数</th> <th>金額(円)</th> <th>登録又は更新戸数</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10戸以下</td> <td>23,000</td> <td>41戸以上50戸以下</td> <td>36,000</td> </tr> <tr> <td>11戸以上20戸以下</td> <td>26,000</td> <td>51戸以上70戸以下</td> <td>43,000</td> </tr> <tr> <td>21戸以上30戸以下</td> <td>30,000</td> <td>71戸以上100戸以下</td> <td>54,000</td> </tr> <tr> <td>31戸以上40戸以下</td> <td>33,000</td> <td>101戸以上</td> <td>64,000</td> </tr> </tbody> </table> 施行日：平成23年10月20日	登録又は更新戸数	金額(円)	登録又は更新戸数	金額(円)	10戸以下	23,000	41戸以上50戸以下	36,000	11戸以上20戸以下	26,000	51戸以上70戸以下	43,000	21戸以上30戸以下	30,000	71戸以上100戸以下	54,000	31戸以上40戸以下	33,000	101戸以上
登録又は更新戸数	金額(円)	登録又は更新戸数	金額(円)																		
10戸以下	23,000	41戸以上50戸以下	36,000																		
11戸以上20戸以下	26,000	51戸以上70戸以下	43,000																		
21戸以上30戸以下	30,000	71戸以上100戸以下	54,000																		
31戸以上40戸以下	33,000	101戸以上	64,000																		
一般 事件案 (9件)	108	県が行う建設事業に対する市町村の負担について 地方財政法等の規定に基づく平成23年度県営事業に係る市町村負担率の決定																			
	109	隠岐広域連合規約の一部の変更について 障害者支援施設の整備にかかる構成団体負担金の変更及び追加に伴う規約別表の変更 施行日：平成23年11月1日																			
	110	財産の取得について 防災ヘリコプター 一式 取得の目的：消防防災設備の更新整備 取得の方法：購入（随意契約） 取得金額：1,134,000,000円 取得の相手方：川崎重工業株式会社																			
	111	契約の締結について 浜田高等学校整備(屋内運動場 建築) 工事 契約の方法：一般競争入札 契約金額：1,155,000,000円 工期：平成24年12月28日 契約の相手方：宮田建設工業・伊原組・本川建設特別共同企業体 施工場所：浜田市黒川町地内																			

区 分		議案No	議 案 名								
	一 般 事件案 つづき	認 定 1 ～ 5	平成22年度島根県病院事業会計外4事業会計決算の認定について <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">1 病院</td> <td style="padding: 5px;">2 電気</td> <td style="padding: 5px;">3 工業用水道</td> <td style="padding: 5px;">4 水道</td> <td style="padding: 5px;">5 宅地造成</td> </tr> </table>	1 病院	2 電気	3 工業用水道	4 水道	5 宅地造成			
1 病院	2 電気	3 工業用水道	4 水道	5 宅地造成							
報 告 (3件)		報告15	公立大学法人島根県立大学の業務の実績に関する評価結果について								
		報告16	資金不足比率について 病院事業会計、電気事業会計、工業用水道事業会計、水道事業会計、宅地造成事業会計								
		報告17	専決処分事件の報告について（損害賠償） <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">12件</td> </tr> <tr> <td>・交通事故</td> <td style="text-align: center;">9件</td> <td>賠償額合計 5,036,568円</td> </tr> <tr> <td>・落石事故等</td> <td style="text-align: center;">3件</td> <td>賠償額合計 808,180円</td> </tr> </table>			12件	・交通事故	9件	賠償額合計 5,036,568円	・落石事故等	3件
		12件									
・交通事故	9件	賠償額合計 5,036,568円									
・落石事故等	3件	賠償額合計 808,180円									